

令和4年度 国民健康保険税の計算方法

年間保険税額 令和4年4月 ～令和5年3月	=	医療保険分 加入者全ての方が対象	+	後期高齢者 支援金分 加入者全ての方が対象	+	介護納付金分 加入者で40歳～64歳 の方（介護保険の第2号 被保険者）が対象
-----------------------------	---	---------------------	---	-----------------------------	---	--

●医療保険分：国保に加入している全ての方が対象 賦課限度額：65万円

所得割	=	$\left(\text{国保加入者の令和3年中の所得額} - \begin{matrix} \text{基礎控除額} \\ \text{[最高]430,000円} \end{matrix} \right) \times 5.00\%$	①
資産割	=	$\left(\text{国保加入者の令和4年度の固定資産税の内、土地・家屋にかか} \right) \times 28.50\%$	②
均等割	=	$\left(\text{国保加入者1人あたりにかかる額} \right) : 23,800\text{円}$	③
平等割	=	$\left(\text{1世帯あたりにかかる額} \right) : \begin{matrix} 25,500\text{円} \\ \text{(特定世帯は、12,750円)} \\ \text{(特定継続世帯は、19,120円)} \end{matrix}$	④

●後期高齢者支援金分：国保に加入している全ての方が対象 賦課限度額：20万円

所得割	=	$\left(\text{国保加入者の令和3年中の所得額} - \begin{matrix} \text{基礎控除額} \\ \text{[最高]430,000円} \end{matrix} \right) \times 1.40\%$	⑤
資産割	=	$\left(\text{国保加入者の令和4年度の固定資産税の内、土地・家屋にかか} \right) \times 7.50\%$	⑥
均等割	=	$\left(\text{国保加入者1人あたりにかかる額} \right) : 6,200\text{円}$	⑦
平等割	=	$\left(\text{1世帯あたりにかかる額} \right) : \begin{matrix} 6,500\text{円} \\ \text{(特定世帯は、3,250円)} \\ \text{(特定継続世帯は、4,870円)} \end{matrix}$	⑧

●介護納付金分：国保に加入している40～64歳の方が対象 賦課限度額：17万円

所得割	=	$\left(\text{第2号被保険者の令和3年中の所得額} - \begin{matrix} \text{基礎控除額} \\ \text{[最高]430,000円} \end{matrix} \right) \times 0.88\%$	⑨
資産割	=	$\left(\text{第2号被保険者の令和4年度の固定資産税の内、土地・家屋にかか} \right) \times 6.50\%$	⑩
均等割	=	$\left(\text{第2号被保険者1人あたりにかかる額} \right) : 7,200\text{円}$	⑪
平等割	=	$\left(\text{1世帯あたりにかかる額} \right) : 5,000\text{円}$	⑫

●年間保険税額

40歳～64歳の方がいない世帯	①～⑧の合計額（医療分＋後期分）
40歳～64歳の方がいる世帯	①～⑫の合計額（医療分＋後期分＋介護分）

■所得割の計算対象となる主な所得

- ・事業（営業、農業等）、不動産、利子、配当、給与、短期譲渡（総合課税）、雑所得（公的年金等）
- ・長期譲渡所得（総合課税）と一時所得の2分の1の金額
- ・山林所得、退職所得（年金形式で受け取る場合：雑所得）
- ・分離課税の上場株式等にかかる配当所得、分離課税の株式等と先物取引にかかる譲渡所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得（特別控除後）

■ 配当所得と株式の譲渡所得の取り扱い

- ・ 所得割の計算対象となる場合
配当所得と株式の譲渡所得は確定申告をしなければ、所得割の計算対象所得には含みません。ただし、これらを含めて確定申告をした場合は、所得割の計算対象所得となります。
- ・ 損益通算
上場株式等の配当所得等と特定口座による特定株式等譲渡所得は、源泉徴収のみで申告の手続きを終了することが出来ます。しかし、確定申告をすることで住民税の税額控除や上場株式等にかかる譲渡損失との損益通算をすることが出来ます。
- ・ 申告不要制度の選択について
上場株式等にかかる配当所得等及び譲渡所得等は、確定申告をしても、住民税の課税方式として申告不要制度を選択出来ます。その場合、上場株式等にかかる配当所得等及び譲渡所得等は国民健康保険税の計算対象所得に含みません。課税方法の選択による影響を考慮の上、ご自身で選択してください。

◆ 軽減判定 【判定対象となる方（国保加入者や擬主等）が未申告の場合は軽減されません。】

軽減対象になる世帯（医療分・支援分・介護分ともに均等割額と平等割額が軽減になります。）

7割軽減	軽減基準所得が430,000円＋{100,000円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯
5割軽減	軽減基準所得が430,000円＋{285,000円×被保険者数(旧国保被保険者含む) ＋100,000円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯
2割軽減	軽減基準所得が430,000円＋{520,000円×被保険者数(旧国保被保険者含む) ＋100,000円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯

※軽減基準所得は、基本前年の所得となりますが、1月1日に65歳以上で年金所得がある場合、公的年金所得から15万円を控除した後の所得で軽減判定します。（公的年金所得が15万円に満たない場合は、その全額を差し引きます。）また、譲渡所得の特別控除の特例を受けている場合は控除前の金額を使用します。青色事業専従者給与及び事業専従者控除がある場合は、必要経費として控除せずに計算します。また、専従者給与は軽減基準所得には含みません。雑損失の繰越控除については、軽減基準所得においてのみ適用します。

※国保に加入していない世帯主（擬主）や旧国保被保険者（国保から後期高齢者医療制度へ移行した方）の所得も軽減判定の際は対象となります。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者及び一定の公的年金等の支給を受ける者をいいます。一定の給与所得者とは、給与収入が55万円を超える方、一定の公的年金等の支給を受ける者とは、65歳未満の方は公的年金等の収入が60万円を超える方65歳以上の方は125万円を超える方をいいます。

◆ 特定世帯・特定継続世帯に対する軽減

これまで国民健康保険であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同じ世帯に国民健康保険の加入者が1人だけとなった世帯（**特定世帯**）の医療分と後期分の平等割を5年間2分の1軽減します。また、特定世帯の期間が5年を経過した世帯（**特定継続世帯**）は、その後3年間医療分と後期分の平等割を4分の1軽減します。

※世帯主の変更を伴う異動があった場合は、軽減措置の対象外となります。

◆ 未就学児のいる世帯に対する軽減

全世帯の未就学児を対象に、未就学児にかかる均等割を2分の1軽減します。低所得世帯の軽減（7割・5割・2割軽減）に該当する場合は、軽減適用後の均等割額をさらに2分の1軽減します。

計算例①

世帯主(52歳): 営業所得 4,000,000円、固定資産税なし 妻(46歳): 給与所得 1,300,000円、固定資産税なし 子(10歳): 所得なし	軽減基準所得 5,300,000円
--	----------------------

◆軽減判定 ※軽減非該当

7割軽減	$430,000円 + \{100,000円 \times (1人 - 1)\} = 430,000円以下$
5割軽減	$430,000円 + \{285,000円 \times 3人 + 100,000円 \times (1人 - 1)\} = 1,285,000円以下$
2割軽減	$430,000円 + \{520,000円 \times 3人 + 100,000円 \times (1人 - 1)\} = 1,990,000円以下$

●医療保険分

所得割	4,000,000円-430,000円=3,570,000円、1,300,000円-430,000円=870,000円 3,570,000円+870,000円=4,440,000円、4,440,000円×5.00%=222,000円	222,000円 <small>※小数点以下切捨て</small>	①
資産割	世帯主0円+妻0円=0円	0円	②
均等割	世帯主23,800円+妻23,800円+子23,800円=71,400円	71,400円	③
平等割	1世帯25,500円	25,500円	④
合計		318,900円 <small>※100円未満切捨て</small>	A

●後期高齢者支援金分

所得割	4,000,000円-430,000円=3,570,000円、1,300,000円-430,000円=870,000円 3,570,000円+870,000円=4,440,000円、4,440,000円×1.40%=62,160円	62,160円 <small>※小数点以下切捨て</small>	⑤
資産割	世帯主0円+妻0円=0円	0円	⑥
均等割	世帯主6,200円+妻6,200円+子6,200円=18,600円	18,600円	⑦
平等割	1世帯6,500円	6,500円	⑧
合計		87,200円 <small>※100円未満切捨て</small>	B

●介護納付金分

所得割	4,000,000円-430,000円=3,570,000円、1,300,000円-430,000円=870,000円 3,570,000円+870,000円=4,440,000円、4,440,000円×0.88%=39,072円	39,072円 <small>※小数点以下切捨て</small>	⑨
資産割	世帯主0円+妻0円=0円	0円	⑩
均等割	世帯主7,200円+妻7,200円=14,400円	14,400円	⑪
平等割	1世帯5,000円	5,000円	⑫
合計		58,400円 <small>※100円未満切捨て</small>	C

年間保険税額	A (①~④) + B (⑤~⑧) + C (⑨~⑫) =	464,500円
--------	-------------------------------	----------

計算例②

世帯主(71歳)：年金所得500,000円、固定資産税80,000円 妻(68歳)：年金所得40,000円、固定資産税なし	軽減基準所得 350,000円
--	--------------------

◆軽減判定

7割軽減	$430,000円 + \{100,000円 \times (1人 - 1)\} = 430,000円以下$	☞ 7割軽減に該当
5割軽減	$430,000円 + \{285,000円 \times 2人 + 100,000円 \times (1人 - 1)\} = 1,000,000円以下$	
2割軽減	$430,000円 + \{520,000円 \times 2人 + 100,000円 \times (1人 - 1)\} = 1,470,000円以下$	

●医療保険分

所得割	$500,000円 - 430,000円 = 70,000円$ 、 $40,000円 - 430,000円 = 0円$ $70,000円 + 0円 = 70,000円$ 、 $70,000円 \times 5.00\% = 3,500円$	3,500円 <small>※小数点以下切捨て</small>	①
資産割	世帯主80,000円 + 妻0円 = 80,000円、 $80,000円 \times 28.50\% = 22,800円$	22,800円	②
均等割	世帯主23,800円 + 妻23,800円 = 47,600円 $47,600円 - (47,600円 \times 70\%) = 14,280円$	14,280円	③
平等割	1世帯25,500円、 $25,500円 - (25,500円 \times 70\%) = 7,650円$	7,650円	④
合計	48,200円 <small>※100円未満切捨て</small>	A	

●後期高齢者支援金分

所得割	$500,000円 - 430,000円 = 70,000円$ 、 $40,000円 - 430,000円 = 0円$ $70,000円 + 0円 = 70,000円$ 、 $70,000円 \times 1.40\% = 980円$	980円 <small>※小数点以下切捨て</small>	⑤
資産割	世帯主80,000円 + 妻0円 = 80,000円、 $80,000円 \times 7.50\% = 6,000円$	6,000円	⑥
均等割	世帯主6,200円 + 妻6,200円 = 12,400円 $12,400円 - (12,400円 \times 70\%) = 3,720円$	3,720円	⑦
平等割	1世帯25,500円、 $6,500円 - (6,500円 \times 70\%) = 1,950円$	1,950円	⑧
合計	12,600円 <small>※100円未満切捨て</small>	B	

●介護納付金分

所得割	国保加入者に40歳～64歳(介護保険の第2号被保険者)がいないため対象外	0円 <small>※小数点以下切捨て</small>	⑨
資産割	国保加入者に40歳～64歳(介護保険の第2号被保険者)がいないため対象外	0円	⑩
均等割	国保加入者に40歳～64歳(介護保険の第2号被保険者)がいないため対象外	0円	⑪
平等割	国保加入者に40歳～64歳(介護保険の第2号被保険者)がいないため対象外	0円	⑫
合計	0円 <small>※100円未満切捨て</small>	C	

年間保険税額	A (①～④) + B (⑤～⑧) + C (⑨～⑫) =	60,800円
--------	--------------------------------------	----------------